律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。次条第二項第三号において同じ。）による水の供給の見込みがあることを証する書類

四　法第十三条第三項第七号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第四号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第四号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

五　（略）

3　（略）

4　都道府県知事は、法第十三条第四項の規定により地域経済牽引事業計画の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知しなければならない。

5　主務大臣は、法第十三条第八項の規定により地域経済牽引事業計画の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

6　前二項の通知は、様式第一の二による承認通知書に第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

三　法第十三条第三項第五号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（同号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　（略）

3　（略）

（新設）

（新設）

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　法第十三条第三項第四号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更に係る地域経済牽引事業用情報処理施設に対する工業用水道事業者による水の供給の見込みがあることを証する書類

四　法第十三条第三項第七号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

五　（略）

3　都道府県知事は、法第十四条第四項において準用する法第十三条第四項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知しなければならない。

4　主務大臣は、法第十四条第四項において準用する法第十三条第八項の規定により地域経済牽引事業計画の変更の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を第一項の申請書を提出した者に通知するものとする。

5　前二項の通知は、様式第二の二による承認通知書に第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

（地域経済牽引事業計画の変更の承認の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　法第十三条第三項第五号の事項に変更があった場合には、当該変更に係る補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類

四　（略）

（新設）

（新設）